

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年10月9日受付分)

名称

特定非営利活動法人ドネーションシップ わかちあい

縦覧期間

令和8年10月9日(金)から
令和8年10月23日(金)まで

特定非営利活動法人 ドネーションシップ わかちあい 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ドネーションシップ わかちあい という。 英文では DonationShip Wakachiai と表示し、略称を ドネーションシップ とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県丹波篠山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、分かちあい支えあいの気持や、庶民どうし助けあって生きていきたいと願う人たちの心をつなぎ、相互の共感と協力のもと、相互扶助と信頼を基調とした情報などの交流を図りながら、分かちあい、支えあい、助けあい、補いあって生きる喜びが広がる社会を目指すこと、および国の内外を問わず、援助を必要としている人たちを支えるための経済的支援を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 経済活動の活性化を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 相互扶助と信頼を基調とした情報などの交流を促進する事業
- (2) 災害・戦乱・貧困・病・飢餓・差別など困難な状況にある人々の生命と自立を支える事業
- (3) この法人の事業に必要な資料の出版事業
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び社員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、表決会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人、事業者。
- (2) 表決会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営に関わる個人。（以下「社員」という。また特別に表記なく「会員」と記述した場合は、一般会員と表決会員の双方を示す。）

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、あるいはこの法人のウェブサイトにて入会申込みをし、会費を納入することにより会員となることができる。

- 2 表決会員として入会する場合は前項に加え、社員資格確認書を事業年度ごとに代表理事に提出する。
- 3 代表理事は、正当な理由がない限り入会の申し込みを拒否できないものとするが、入会を認めない場合は理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会費の額、種類および納入時期は、理事会において定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会を届出たとき。
- (2) 本人が死亡したとき、又は会員である団体が解散または消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) この法人のウェブサイトの利用規約に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び事務局

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上 13人以下
- (2) 監事 1人以上 2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。
- 3 必要に応じて、副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 監事は総会において、理事は理事会において社員のうちから選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 副代表理事を置く場合は、副代表理事は理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の事務局職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事を置く場合は副代表理事が、副代表理事を置かない場合は理事が、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 第1項および前項の規定にかかわらず役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事にあつては理事会の議決により、監事にあつては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長その他職員を置くことができる。
- 3 理事は事務局長または職員を兼職することができる。
- 4 事務局の組織・運営に関し必要な事項は理事会において定めるものとする。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 監事の選任または解任
- (6) 理事会から付議された事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 社員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示し、会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、代表理事が理事の中から指名した者が務める。

(定足数)

第27条 総会は、社員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各社員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつ

ては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算ならびにその変更

(2) 会費の額、種類及び納入時期

(3) 理事の選任または解任、役員の職務及び報酬

(4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ）その他、新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 事務局の組織および運営

(6) 第3条に掲げた経済的支援にかかる支援先の選定およびその金額

(7) 総会に付議すべき事項

(8) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示し、会日の 3 日前までに通知しなければならない。ただし緊急に招集する必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものがこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 代表理事は簡易な事項、又は緊急を要する事項については、理事が書面若しくはファックス又は電子メール又は専用電子掲示板により賛否を示すことによって、理事会の議決にかえることができる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくはファックス又は電子メール又は専用電子掲示板をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条及び次条第 1 項の適用については 理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくはファックス又は電子メール又は専用電子掲示板による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第43条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の 5 分の 4 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の 5 分の 4 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の 5 分の 4 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	芝本さき
理事	阿部彩子
理事	飯沼藍子
理事	飯沼正晴
理事	金陽愛
理事	芝本祐造
理事	高橋弘泰
理事	畑美幸
理事	東忠弘
理事	東延代
理事	宮川秀生
理事	向谷地明
理事	渡部眞裕美
監事	片山利之
監事	西村純一郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2008年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の社員の任期は、第14条および第15条の規定にかかわらず、成立の日から2008年6月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。
- 7 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 暮らしリンク会員 ハートフルレター登録あり：年会費11,000円
ハートフルレター登録なし：年会費10,000円
 - (2) 個人会員 ハートフルレター登録あり：年会費11,000円
ハートフルレター登録なし：年会費10,000円ハートフルレターは出会いと交流のSNSで、暮らしリンク会員・個人会員が別途登録することで利用できる。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

役員名簿

特定非営利活動法人ドネーションシップわかちあい

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	立川さき		なし
理 事	亀田彩子		なし
理 事	飯沼正晴		なし
理 事	東延代		なし
理 事	東忠弘		なし
理 事	渡部眞裕美		なし
理 事	歌藤英樹		なし
理 事	伯耆みさお		なし
理 事	青山侑香里		なし
理 事	星 直人		なし
監 事	中野英治		なし
監 事	宮川秀生		なし

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。